

安堵町耐震改修促進計画【概要版 案】

1. 計画の位置づけ等

地震による被害の軽減を図るため、国では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、住宅・建築物の耐震化を推進しており、安堵町においても、「安堵町耐震改修促進計画」を策定（平成 21 年 9 月策定、平成 28 年 3 月、令和 3 年 3 月改定）し、住宅・建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進するため各種施策を行ってきました。

「安堵町耐震改修促進計画」は、令和 7 年度に最終年度を迎えることから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」の施行（平成 31 年 1 月）や、「奈良県耐震改修促進計画」の改定（令和 7 年度）を踏まえ、見直しを行いました。

2. 計画の基本事項

【対象区域】 本町全域

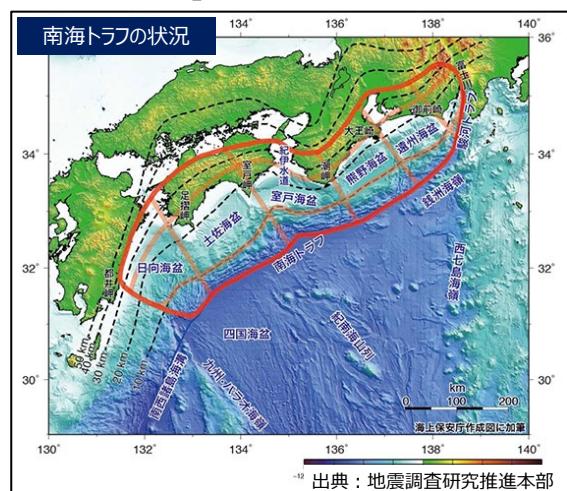
【計画の期間】 令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 カ年

【耐震化の促進を図る建築物】

- ◆阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和 56 年以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の対象を、昭和 56 年 6 月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された既存建築物で、住宅、多数の者が利用する建築物などの特定既存耐震不適格建築物及び公共建築物とします。
 - ◆地震時における建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、町内全域の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。
 - 居住空間内の安全対策
 - エレベーター、エスカレーターの安全対策
 - 工作物等の安全対策
 - 大規模空間の天井崩落対策 など

3. 奈良県で想定される地震

奈良県で想定される地震として、生駒断層帯や木津川断層帯など内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」が想定されます。



4. 耐震化の現状

●住宅の耐震化

本町の住宅の現状は、令和7年の家屋課税台帳では住宅総数が2,936棟あり、そのうち耐震性のある住宅が2,326棟あることから、耐震化率は79.2%となります。

【住宅の耐震化率】

79.2% (住宅総数2,936棟のうち耐震性のある住宅が2,326棟)

●多数の者が利用する民間建築物の耐震化

多数の者が利用する民間建築物は22棟あり、そのうち昭和56年5月以前の建築物は2棟で、耐震化率は約91%と推計されます。

【多数の者が利用する民間建築物の耐震化率】

90.9% (総数22棟のうち耐震性のある住宅が20棟)

5. 耐震化の目標

●住宅の耐震化の目標

地震時における住宅・建築物の被害の軽減を図り、町民の生命と財産の保護を図るために、住宅の耐震化の目標を次のように設定します。

令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

●多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標

民間の病院・学校等の公共的な建築物は、防災対策上重要な拠点であることから、耐震化の促進に向け、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、積極的に指導・助言を行い、耐震化の目標を次のように設定します。

令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

●公共建築物の耐震化の現状・目標

本町が所有する公共建築物の耐震化の現状は、100%を達成しています。

6. 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

●基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、町、奈良県、住宅・建築物の所有者、建設関連団体が危機意識を共有し、それぞれの役割を自覚して耐震化を促進していく必要があります。

住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、耐震診断・耐震改修や建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本とします。

安堵町の役割

「住民の生命・財産を守る」ため、耐震改修や建て替え等による耐震化を促進し、地震に強いまちづくりに努めることを基本とします。

奈良県の役割

「県民の生命・財産を守る」ため、県内市町村及び建築関係団体等と連携を図りながら、県全域における住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

建築関係団体の役割

住宅・建築物の耐震化に関する技術の向上・開発に努め、耐震診断、耐震改修や建て替え等による耐震化の促進に寄与することを基本とします。

●耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

◆安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

◇相談体制の整備

ワンストップ相談窓口の設置等による各種相談や手続きの一本化などを進めます。



◇耐震診断技術者の育成・登録

奈良県や建築関係団体と連携し、技術者の育成と診断技術の維持・向上に努めます。

◆耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅・建築物耐震改修等事業等による耐震診断及び耐震改修に関する補助制度、国の耐震改修促進税制等を活用し、耐震診断や耐震改修等の促進を図ります。

既存木造住宅の耐震診断の促進	既存木造住宅耐震診断支援事業
既存木造住宅の耐震改修の促進	既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業
	住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置



●耐震診断及び耐震改修の促進を図るための重点的取組

◆住宅の耐震化施策

◇昭和 56 年 5 月以前に開発された住宅団地への集中的な啓発

昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の住宅が多い住宅団地において、耐震改修やリフォーム等に関する情報提供、啓発活動を集中的に行っていきます。

◇高齢者世帯への啓発及び知識の普及

高齢者への意識啓発、バリアフリー改修・介護保険制度の住宅改修の機会に併せた耐震改修の P R、高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）制度の普及に努めます。

◇確実な普及啓発

耐震診断を実施した住宅の所有者や昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の所有者へのダイレクトメールや戸別訪問などの取組を実施します。

◆多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進

多数の者が利用する民間建築物の所有者に対し、耐震化の重要性を理解してもらうためダイレクトメールや戸別訪問などによる直接的な普及啓発を行います。

◆避難所・防災拠点施設の耐震化促進

地震発生時に避難者の収容先となる避難所や、災害対策の活動拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要となります。そのため、耐震改修未実施の施設については、早期に耐震性の確保に努めます。

◆地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化

地震発生時に、緊急車両や相当多数の者の避難などの通行を確保すべき道路においては、その道路の沿道建築物が地震によって倒壊し、当該道路を閉塞することの無いよう耐震化の促進を図る必要があります。



町では、奈良県と連携し、当該建築物の所有者に対してダイレクトメールや戸別訪問など直接的な方法で耐震化の重要性を周知し、指導・助言を行うことで耐震化を促進します。

●地震時の建築物の総合的な安全対策

◆居住空間内の安全確保

家具等の転倒防止対策やガラス等の飛散防止対策等に関するパンフレット等により、居住空間内の安全確保に関する知識の普及・啓発に努めます。

また、住宅の耐震改修が困難な住宅所有者に対して、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を啓発します。



◆エレベーターの耐震対策・閉じこめ防止とエスカレーターの耐震対策

エレベーター、エスカレーターの所有者・管理者に対し、地震時のエレベーターの閉じ込め被害を軽減させる安全装置やエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策等の耐震対策の必要性について、周知を図ります。

◆工作物等の安全対策

耐震性が不十分なブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、町は、奈良県や建築関係団体と連携して、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努めます。

また、通学路や避難路（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路）の沿道では、ブロック塀等の所有者等に対し、ブロック塀等の撤去工事補助金交付事業を活用し、重点的に改善を促進します。

7. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

◆耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実

本町が実施している耐震診断・耐震改修に関する助成制度や、住宅金融支援機構等の低利融資制度、及び耐震改修に関する税制の優遇措置等についての情報提供を行います。

今後は、県、建築関係団体と連携し、耐震診断を実施した所有者に対して、ダイレクトメールや戸別訪問などにより耐震改修に向けたアドバイスや改修補助制度の情報提供、意識調査を実施するなど、アフターフォローの強化を図っていきます。

◆パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

◇パンフレットの作成・配布

県と連携し、耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを積極的に配布するなど、建築物の耐震化等に関する情報提供を図り、啓発及び知識の普及に努めます。

◇セミナー・講習会の開催

「住宅向け耐震診断普及促進講演会（奈良県、建築物の耐震化促進に係る市町村連絡会議）」等、セミナー・講習会の誘致を図り、木造住宅の耐震性向上に向けた町民への普及啓発を行います。

◆リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅・建築物の耐震化促進のためにリフォームと一体となった耐震改修について、住宅相談窓口において啓発を積極的に行うとともに、リフォーム等とあわせて耐震改修を実施するよう誘導し、さらなる耐震化の促進を図ります。

◆建築物の建替えの促進

これまでの耐震診断や耐震改修に関する取組を促進するとともに、個別の建築物の建替えを促進する仕組みづくりや、地域の状況に応じた建築物の建替えの促進に努めます。

◆新耐震基準建築物に対する周知・啓発

新耐震木造住宅検証法の周知を図り、平成12年以前に建築された木造住宅の耐震化に対する意識の啓発に努めます。

◆その他

- ◇ 地震保険加入によるメリットの普及・啓発
- ◇ 学校（園）における地震防災教育の推進

- ◇ 自主防災組織・自治会等との連携

【お問い合わせ先】 安堵町 事業部 事業課 [TEL]0743-57-1511 (代表)

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地